

令和3年度豊橋市食品衛生監視指導計画（案）についての意見募集結果

1 案件名

令和3年度豊橋市食品衛生監視指導計画（案）

2 意見募集期間

令和3年1月18日（月曜日）から令和3年2月17日（水曜日）

3 意見提出数・提出方法

1件

（意見入力フォーム：1件）

4 御意見の概要及び市の考え方

項目	御意見の概要	市の考え方
<p>Ⅲ 監視指導</p> <p>1 重点監視指導事項等 別表2</p>	<p>令和3年度はHACCP本格施行年度であり、厚労省からの外部検証の実施についての通知によれば、その頻度は、記録検査については月1回以上、現場検査については毎日実施することを基本としている。食鳥処理場の検査対象処理施設にあっては、少なくとも1施設につき月1回とすべきではないか。</p>	<p>今後の施策の検討に当たっての参考にさせていただきます。</p> <p>立入検査の頻度については、各処理場に食鳥検査員が常駐していないことより原案のままとし、立入検査の際は、衛生管理の実情を踏まえた、より実効性のある監視指導を実施させていただきます。</p> <p>なお、通知の内容を踏まえ、食鳥検査員が各施設の微生物試験を月1回行い、検査結果に応じて適宜立入検査を実施いたします。</p>
<p>Ⅸ 人材育成及び資質の向上</p> <p>2 食品等事業者の育成及び資質の向上 別表7</p>	<p>食鳥処理場従事者向け講習会についての計画がないのはなぜか。</p>	<p>食鳥処理場従事者向け講習会につきましては、事業者からの求めに応じ実施していることより計画を明記しておりませんが、その旨原案に追記することといたします。</p>